

第17号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第二号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十四条の二第一項」を「第十四条」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(預かり保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条<u>二</u>に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七千七百円以下となる世帯の預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定めるところとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>付 則 (令和四年三月●日文教委規則第二号)</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(預かり保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条の<u>二</u>第一項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七千七百円以下となる世帯の預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定めるところとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

